

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

水谷工業株式会社 福島県石川郡石川町当町11
株式会社佐藤渡辺 東京都港区南麻布1-18-4

2. 指名停止措置期間

令和7年2月12日から令和7年5月11日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

福島県石川町が発注した複数の公共工事をめぐり、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日、水谷工業株式会社の従業員及び株式会社佐藤渡辺の石川営業所長が、郡山区検察庁に談合罪で略式起訴されたものである。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（公契約関係競売等妨害又は談合）第8号イに該当する事実があるとし、契約の相手方として不適当であると認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく設置基準

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 イ 当該部局の管轄する区域内の他の公共機関の職員	逮捕又は控訴を知った日から 当該区域を対象として 2ヶ月以上12ヶ月以内

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 北林 昭彦 電話 018-836-2070